

高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県不動産鑑定業者登録簿閲覧所規則（昭和40年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（閲覧時間等）</p> <p>第2条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第31条第1項各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日には閲覧に供しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録簿等の持ち出しの禁止）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（閲覧の停止等）</p> <p>第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は<u>禁止することができる。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（閲覧時間等）</p> <p>第2条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第31条第1項各号に掲げる書類及び同条第2項の規定により送付を受けた書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日には閲覧に供しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録簿等の持出し）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（閲覧の停止等）</p> <p>第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は<u>禁止ことがある。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p>